

労災年金受給者の皆様へ

◎スライド率等の低下により、平成22年10月支払分から、ほとんどの方について、年金額が減少しています。

○スライド率とは、被災当時の一般労働者の賃金の水準と直近（前年度）の水準とを比べて、年金の額を上げ下げして調整する仕組みのことです。

○スライド率は、毎年見直しを行い、10月支払分から新しいスライド率での支給となります。

○平成21年度の賃金水準が20年度と比べ低下していることから、平成22年10月支払分から23年8月支払分のスライド率は、前年に比べ低下しています。

○労災年金受給者の皆様におかれましては、スライド率等の低下による労災年金額の低下につきまして、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

※なお、スライド率等の制度についての詳細は、「[スライド率等の改定に伴う労災保険年金額の変更について](#)」をご覧ください。